



# 労基署便り

平成 29 年度 No.3

大河原労働基準監督署



## ◎ 平成 29 年労働災害発生状況 (1 月～5 月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>-1</b>	<b>167 (2)</b>	<b>145</b>	<b>-22</b>
食料品製造業	3	3	0	82	54	-28
機械金属製造業	7	5	-2	44	39	-5
<b>建設業 計</b>	<b>15 (1)</b>	<b>6</b>	<b>-9</b>	<b>155 (3)</b>	<b>132 (1)</b>	<b>-23</b>
土木工事業	7 (1)	1	-6	55 (3)	43 (1)	-12
建築工事業	6	4	-2	81	74	-7
その他の建設	2	1	-1	19	15	-4
<b>運輸交通業 計</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>133</b>	<b>126 (1)</b>	<b>-7</b>
道路貨物運送業	2	6	4	114	103 (1)	-11
<b>商業</b>	<b>14</b>	<b>9</b>	<b>-5</b>	<b>159</b>	<b>138 (2)</b>	<b>-21</b>
<b>全産業</b>	<b>59 (2)</b>	<b>53</b>	<b>-6</b>	<b>851 (9)</b>	<b>774 (6)</b>	<b>-77</b>

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

## 平成 29 年度全国安全週間の実施について 7 月 1 日～7 日

平成 29 年度の全国安全衛生週間は、

「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

をスローガンとして展開します。この機会に安全衛生活動の推進や日頃実施している活動の点検を行ってください。

事業場実施事項（準備期間及び安全週間に実施する事項）

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配付等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

詳細については、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページで確認することができます。監督署入り口にリーフレットを備えていますので、ご利用ください。

### コラム ～全国安全週間のスローガンについて～

全国安全週間は平成 29 年度で 90 回目の節目を迎えます。過去のスローガンは中央労働災害防止協会のホームページで見ることができますが、いままでどのようなスローガンが安全週間を盛り上げたのでしょうか。いくつかご紹介します。

第 1 回（昭和 3 年度） 一致協力して怪我や病気を追拂（はら）ひませう

（第 1 回は怪我だけではなく、病気にも着目していました。）

第 16 回（昭和 18 年度） 必勝の生産 鉄壁の安全 （戦時中のため、戦争を意識した内容となっています。）

第 41 回（昭和 43 年度） 立場・持場で点検して 設備・環境を整備しよう

（以後、昭和 48 年度まで設備に由来するスローガンが登場します。設備の改善が急務だったようです。）

## 「仕事休もつ化計画」をはじめませんか？

～まずは夏季休暇に「プラスワン休暇」を～

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のために、計画的に年次有給休暇を取得できるよう職場の環境作りに取り組むことも、働き方改革のひとつです。

これからの季節は、お盆休みなどの夏季連続休暇を設けている企業も多いと思いますが、今年はさらに働き方・休み方を変える第一歩として、厚生労働省が推奨する「プラスワン休暇」を実施してはいかがでしょうか。

「プラスワン休暇」とは、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて連休を実現する取り組みです。

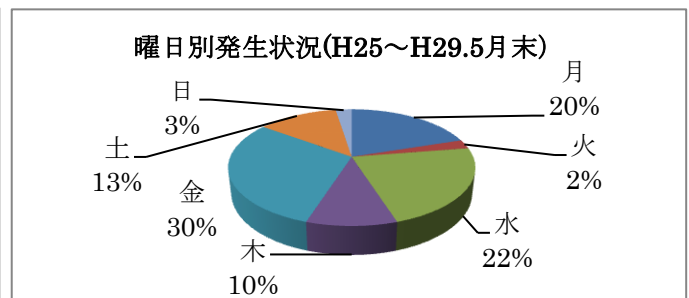
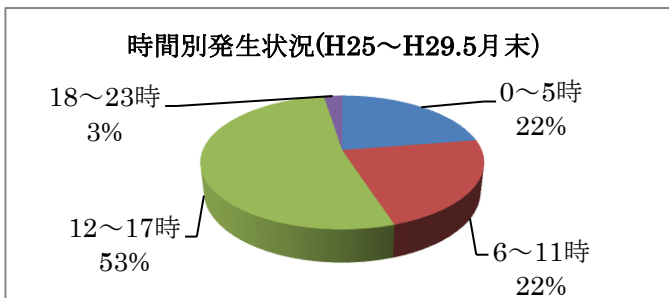
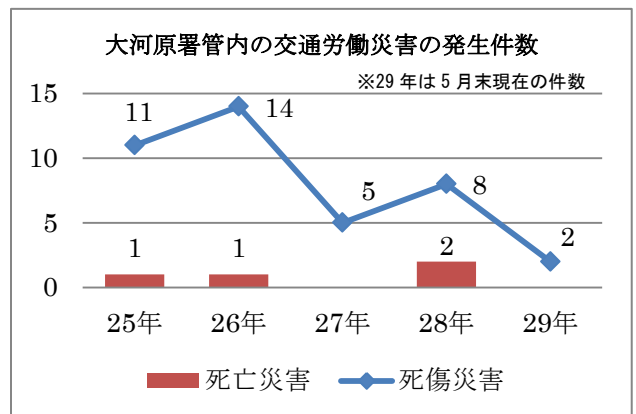
例えば、土日祝日が休日の企業で、今年の8月13日（日）から15日（火）を夏季休暇とした場合、「山の日」の8月11日（金・祝日）と、8月12日（土）も合わせて5連休となります。さらに16日（水）を「プラスワン休暇」とすれば6連休とすることも可能です。

## 大河原署管内の労働災害発生状況から～交通労働災害防止について～

管内の休業4日以上交通労働災害について、平成25年以降では平成26年をピークに減少傾向にありましたが、平成28年に増加し、死亡災害も2件発生しました。

交通労働災害は、一度発生すると重篤な災害に結びつきますので、安全週間を活用し、交通労働災害防止に対する意識の高揚や交通ヒヤリマップ作成により危険箇所を把握するなど、災害防止に向けた取り組みをお願いします。

※交通労働災害とは、業務中に発生した交通事故です。通勤途上の交通事故等の通勤災害は、労災保険の適用を受けませんが、労働災害ではありませんので除かれています。



## 今月は『労働保険の年度更新』の申告・納付期限です。

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、年度当初に申告・納付した額を、翌年度当初に確定申告して精算する方法をとっております。事業主は、“平成28年度の確定保険料”と“平成29年度の概算保険料”を併せて申告・納付する必要があり、この申告・納付の手続きを「年度更新」といいます。

今年度の「年度更新」は、**申告・納付期限が7月10日（月）**となっています。

申告用紙が送付されている事業場は、都道府県労働局、労働基準監督署及び指定金融機関での手続きが必要です。労働保険事務組合に事務委託している事業場は、委託先の事務組合をとおして手続きを行っていただきます。

大河原労働基準監督署では、今年度も『受付・相談コーナー』を開設します。手続きの際はこの期間をご利用ください。

記

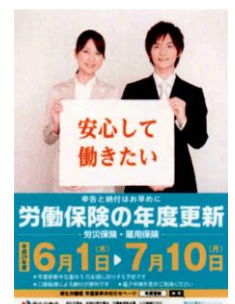
開設期間：7月4日（火）～7月10日（月）（土・日は除く。）

時間：9：00～12：00、13：00～16：00

会場：大河原労働基準監督署 1階会議室

（柴田郡大河原町新東 24-25）

※ 上記以外でも、随時、受付・相談は受けられます。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。